

障がい児保育等受入体制 標準モデル 2024年版

はじめに

近年、福岡県内の保育所における障がい児保育等の対象児童の受入数、特に民間の保育所等における受入数が年々増加しています。

現在、この「障がい児保育」の対象となる児童の範囲については、国で統一した基準や定義が示されておらず、市町村ごとに取扱いが分かれているのが現状です。

また、「障がい児保育」に係る保育士の加配のため、国は市町村に対し一定の財源 措置を行っており、民間の保育所等に対する保育士の加配のため、各市町村は給付 費と別に補助を行うことが、制度上想定されています。

しかし、市町村によって補助金の額に違いがある他、一部市町村ではこれに対応 した補助制度自体がありません。

あわせて、障がい児保育の対象児童受入のために保育所等の職員が行っている 対応や専門機関との連携、保護者との調整等について、当該保育所等と保育の実 施主体である市町村の保育担当課の間で情報が共有されていない例も散見されて いる状況です。

このような現状を踏まえ、県では、令和4年度に市町村保育所等主管課、保育施設関係者や有識者等で構成する検討部会を設置し、推奨される障がい児保育の範囲や受入保育所に対する有効な支援策の検討を行い、障がい児保育等受入体制標準モデル(以下、「標準モデル」という。」)を作成いたしました。

この標準モデルとは、

- これから障がい児保育を実施する保育施設や市町村の方々
- 実施するためにはどうしたらよいのかと悩まれている保育施設や市町村 の方々
- すでに実施していて、より良いものにしたいと思われている保育施設や 市町村の方々

このような方々が情報を共有し、障がい児等の円滑な受入の参考にすることで、 さらなる資質向上を図り、今後、保育施設や市町村保育担当課の方々へ目指してい ただきたい障がい児保育のあり方を記載したものとなります。

県内の市町村や保育施設におかれましては、本紙を活用して、障がい児や医療的 ケア児の保育所等での受入を推進いただきますようお願いいたします。

目次

- 1. 現状と課題
 - 1) 実態調査の概要
 - 2) 実態調査結果
 - 3)3つの視点での課題の整理
- 2. 保育行政の対象とすべき「障がい児等」の範囲
 - 1) 障がい児等の範囲
 - 2)事例紹介
- 3. 求められる支援策等
 - 1) 求められる支援策一覧
 - ①障がい児と対象とした支援策
 - ②医療的ケア児を対象とした支援策
 - 2) 連携すべき関係先一覧
 - ①身体障がい児・知的障がい児
 - ②精神障がい児・発達障がい児・気になる子
 - ③ 医療的ケア児
 - 3)事例紹介
- 4. 障がい児等の支援フロー
 - 1) 入所前に把握できた場合
 - 2) 入所後に把握した場合
- 5. 資料編
 - 1) 県支援施策一覧
 - 2) 市町村別支援施策一覧



(1) 実態調査の概要

保育所等における障がい児や医療的ケア児の円滑な受入れを促進するため、障が い児保育の現状に係る実態調査を実施しました。

障がい児等の受入れを行っている施設を訪問し、より詳細な状況を確認するため、 障がい児保育に関する事業者ヒアリングを実施しました。

①障がい児保育の現状に係る実態調査

実態調査とは、保育所等における障がい児や医療的ケア児の円滑な受入れを促進するため、保育所等における障がい児等の受入体制等の実態や市町村保育担当課の障がい児の把握状況や補助制度の実施状況等を把握し、受入に当たって必要な支援等について検討するための基礎資料とするものとなります。

【施設調査】

調査対象 政令指定都市・中核市を除く、福岡県内の認可保育所、保育所型認定こ

ども園、幼保連携型認定こども園のうち令和3年度または令和4年度に

障がい児等の受入実績がある372施設

有効回収数 346施設(93.0%)

調査期間 令和4年4月25日~令和4年5月31日

【市町村調査】

調査対象 県内60市町村 有効回収数 60市町村(100%)

実施期間 令和4年5月25日~令和4年6月3日

②障がい児保育に関する事業者ヒアリング

上記実態調査の結果に基づき、障がい児等の受入れを行っている県内10園の事業者を選定し、訪問しました。

第2回目では、標準モデルの草案を提示し、県内10園の事業者を選定し、ヒアリングを対面にて実施より詳細な状況を確認しました。

【施設調査】

調査対象 上記実態調査の回答施設(346施設)から、課題や優良事例により14

施設を選定

調査期間 第1回目:令和4年7月2日~令和4年7月6日

第2回目:令和5年2月6日~令和5年2月27日

(2) 実態調査結果

実地調査結果は大きく分けて、対象児童の考え方や基準等、aからlの12個に分類したところ、障がい児保育の対象児童の考え方や基準についても市町村から示されず、施設独自の基準で判断していることや施設と市町村とで、「特別児童扶養手当」の支給対象児童については、大きなギャップがあることが判明しました。

①調査の各分類

- a. 対象児童の考え方や基準
- b. 「気になる子」についての考え方と判断基準
- c. 「障がい児保育」の対象児童についての市町村からの情報提供
- d. 「気になる子」についての市町村からの情報提供
- e. 入所後に対象児童が判明したケース
- f. 市町村の補助制度の認知度
- g. 市町村からの補助の満足度
- h. 施設に対する巡回支援の実施状況
- i. 市町村保育担当課との連携(相談の有無と相談後、保護者対応)
- i. 受入に必要な人員体制
- k. 人材育成
- 1. 関係機関との連携

②各調査の詳細

各分類a~lの調査の詳細や図表については、福岡県のホームページに掲載しています。



(3) 3つの視点での課題の整理

把握した現状について、以下の3つの視点で課題を整理し、それぞれについての対応方法を検討いたしました。

- ① 障がい児保育の対象の整理方法
- ② 市町村の保育担当課が行うべき支援
- ③ 保育所が行う人員体制構築や人材育成、関係機関との連携方法

①障がい児保育の対象の整理方法

現状においては、交付税算定基準の障がい児数の報告について、市町村の保育担当課や保育施設の間で連携が取れていないことや、障がい児保育の対象の考え方や基準について市町村の保育担当課と保育施設との間にギャップが見られること、「気になる子」の判断基準が施設によって異なることなどの問題点が見られました。

集団保育に入れない、トラブルが多いなど、現場で手がかかる子どもについて、障がい見保育の範囲に含めたい現場の意見と、限られた人的資源や予算の中で、客観的な 基準が求められる行政側の意見が対立している形になっています。

そのため、市町村が行う保育行政において、対応が必要となる「障がい児保育」の対象を一定の考え方で整理する必要があると考えられます。その上で、どこまでを障がい児保育の対象とするかについては、各市町村の判断となるべきです。

②市町村の保育担当課が行うべき支援

現状においては、市町村からの入所前の情報提供が不十分であったり、加配保育士の補助制度の有無について差があったりなど、市町村からの支援にばらつきがありました。

そのため、市町村の保育担当課が行うべき支援策にどのようなものがあり、その支援 策を利用するにあたっての流れを整理した上で、それを市町村と保育施設で共有する 必要があると考えられます。

③保育所が行う人員体制構築や人材育成、関係機関との連携方法

障がい児の受入に際し、保育士の加配が必要であるが、現状では、その補助金額や対象について十分ではなく、そもそも保育士の確保が困難である現状がありました。

医療的ケア児についても同様に看護師の確保が困難である現状がありました。

人材育成については、児童心理や保護者への対応など、具体的な現場対応など実践 的な内容についてのニーズがありました。

また、関係機関や外部機関との連携は、どこと連携すべきか、どのように手続きを行うべきかが不明という声がありました。

そのため、保育所が障がい児保育等の対象児童を受け入れるために必要な人員体制の構築のためには、人材の確保方法や補助制度、研修内容の充実が必要であると考えられます。

また、関係機関の一覧や連携手続きなどについて整理して提示し、市町村と保育施設で共有する必要があると考えられます。

3つの視点	課題
1 保育行政において 対応が必要となる <u>「障</u> がい児保育」の対象を どう整理するのか。	 ● 保育行政において対応が必要となる「障がい児保育」の対象が、市町村や保育施設で異なるため、一定の考え方で整理して提示する必要がある。 〈検討すべき内容〉 ・ どこまでを対象に含めるべきか ・ 手帳や医師の診断書等の証明がない(保護者が認めていない)場合どうするか 等
2 市町村の保育担当 課が、保育の実施主 体である市町村とし て踏み込むべき支援 の内容をどう整理す るのか。	 ● 障がい児の受入に当たっては、保育担当課が行うべき支援策の一覧や、支援の流れを整理して、市町村と保育施設で共有する必要がある。 〈検討すべき内容〉 ・保育担当課として行うべき支援策はどのようなものがあるか(児童の情報提供、加配への補助制度、施設への巡回支援等) ・それぞれどのような支援の流れとなっているか等
3 保育所が、障がい 児保育の対象児童の 受入れのために行う べき人員体制の構築 や人材育成、関係機関 との連携のあり方を どう整理するのか。	 ● 障がい児保育等の対象児童の受入に必要な人員体制の構築のため、 人材確保の方法や補助制度、職員研修内容の充実が必要。また、関係機関の一覧や連携手続きを整理する必要がある。 〈検討すべき内容〉 ・ どうやって人材確保を行うかどのような研修が必要か ・ どのような関係機関があって、どのような連携が可能か等



(1)障がい児等の範囲

障がい児及び気になる子、医療的ケア児という種別、及びそれぞれの障がいの程 度にて分類し、障がい児保育の対象として推奨する範囲を設定しました。

①各種別の障がい児保育の対象として推奨する範囲

- 障がい児について
 - 特別児童扶養手当や障がい者手帳等の公的書類の保持者、医師や専門家の診断書・意見書がある児童や障がい福祉サービス利用児童については、障がい児保育の対象とすべきと考えられます。
- 気になる子について 保育施設や市町村保育担当課の意見だけでなく、専門家の巡回支援や関係者会議等の第3者の意見を基に支援が適当と判断された児童は、障がい児保育の対象とするべきと考えられます。
- 医療的ケア児について医療的ケアが必要な児童は全て対象となると考えられます。

	I		Ш	IV	
障がい児	特別児童扶養手当、 障がい者手帳の保 持者	医師や専門家の診 断書・意見書があ る児童や障がい福 祉サービス利用児 童	_	_	
気になる子	_	_	保育施設、市町村、 第3者(※)の意見 調整により支援が 適当と判断された 児童	気になる子のうち、 Ⅲ以外の児童	
医療的ケア児	医療的ケア児	_	_	_	

推奨する範囲

②気になる子の対象について

巡回支援等の第3者の意見を聴取する前に、まずは、対象となりうる「気になる子」に ついて、保育施設がリストアップする必要があります。

その際、一人の保育士の主観に基づくものではなく、複数の保育士が、以下のチェックシート等を活用して、リストを作成することが望ましいです。

なお、これらのチェックシートは保護者に発達の偏りを説明する際にも活用できます。

	対象年齢	チェック項目	評価難易度
発達の全体像をとらえるためのチェックシート等	2カ月 ~7歳	聞く・話す・読む・ 書く・計算・推論・ 気付き	普通
SDQ(子どもの強さと困難さアンケート)	2歳~	生活 (対人関係等)	易
遠城寺式乳幼児分析的発達検査法	0~5歳	運動·言語·社会性	やや難
改訂日本版デンバー式発達スクリーニング検査(JDDST-R)	0歳~6歳	社会性・言語・ 微細運動・粗大運動	難
日本語版M-CHAT	2歳前後	社会性	易

天領保育所(大牟田市):年3回の養護児教育・保育等審査会にて 加配決定

毎年6月・11月・2月に「養護児教育・保育等審査会」が開催され、 園から審査の依頼のあった児童に対し、加配を付ける必要性があるか否かを審議する。

判定	月 補助額 (2・3号認定)	備考
A判定	148, 500円	特別児童扶養手当が出ている場合は、審査不要でA判定 各種手帳のみの場合は 審査会対象
B判定	74, 250円	各種手帳のみの場合は 審査会対象
C判定	49,500円	各種手帳のみの場合は 審査会対象

審査会へ審査の依頼をする為には、保護者にも書類を記入して頂く必要がある為、 日頃から 「年齢別の保育経過記録」の他、園での言動に対し 職員全員で注意を払い、 全職員が全園児の状況を把握できるようにした上で、保護者にも報告・共有している。

(年齢別の保育経過記録)







3 求められる支援策一覧

3 求められる支援策等

(1)求められる支援策一覧

求められる支援策の一覧について、A.支援の内容ごとに必ず実施すべきもの、B. 実施すべきもの、C.実施した方が望ましいもの、の3段階にレベル分けして、障が い児の範囲に応じて整理しました。

①障がい児を対象とした支援策

:CE 011	支援内容	レベル		V	40 T 705		
種別	文版的各		п	Ш	概要		
	入所申込内容の共有	А		А		•	入所申込時に把握した情報を市町村の保育担当課が 保育施設へ情報提供を行う。
	乳幼児健診の結果の共有		А		市町村の健診担当課が実施した保健師等による乳幼 児の健診結果の情報を市町村の保育担当課が保育施 設へ情報共有。		
情報提供	入所前の面談		А		入所前に対象児童や保護者に対する面談を実施し、 保育施設が受入可能かどうかの判断や必要な支援に ついて確認する。		
	 ケース会議等の開催 	必要に 応じて			市町村保育担当課、保育施設、保護者、関係機関等 によるケース会議等を定期的に開催し、支援の内容 を協議する。		
	小学校等への情報提供		Α		保・幼・小の連携会議にて情報共有		
	 加配保育士補助金制度の創設 	А			加配保育士にかかる補助金を創設する(金額不問)		
	加配保育士補助金の拡充	В			加配保育士にかかる補助金の補助額を国の交付税算 定基礎額程度に引き上げる。 (障がい児1人当たり13万円/月)		
人材育成 · 確保支援	障がい児保育にかかる子育て 支援員への補助制度	С			加配保育士の負担軽減のため、障がい児保育に係る 子育て支援員を雇用した場合の補助制度を創設する。		
	保育士確保支援	А			ほいく福岡の活用やハローワークとの連携、合同就 職説明会の実施など保育施設が行う保育士確保を支 援する。		
	 障がい児保育にかかる研修 	С			児童心理や保護者への対応といった実践的な内容に 関する障がい児保育にかかる研修を開催する。		
現場支援	巡回支援	В	В	А	保健師や心理士などの専門家による巡回支援において、対象児童への関わり方や保護者対応に関して、保育士に対し助言する。		
	施設改修支援	必要に 応じて			障がい児等を受け入れるために必要な保育施設の改 修支援(保育環境改善事業)		

②医療的ケア児を対象とした支援策

種別	支援内容	レベル	概要
	入所申込内容の共有	А	入所申込時に把握した情報を市町村の保育担当課が 保育施設へ情報提供を行う。
	乳幼児健診の結果の共有	А	市町村の健診担当課が実施した保健師等による乳幼 児の健診結果の情報を市町村の保育担当課が保育施 設へ情報共有。
情報提供	入所前の面談	А	入所前に対象児童や保護者に対する面談を実施し、保 育施設が受入可能かどうかの判断や必要な支援につ いて確認する。
	ケース会議等の開催	А	市町村保育担当課、市町村の医療的ケア児等コーディ ネーター、保育施設、保護者、関係機関等によるケース 会議等を開催し、支援の内容を協議する。
	 小学校等への情報提供 	А	保・幼・小の連携会議にて情報共有
	看護師等の配置	А	保育施設が実施する看護師の募集支援や訪問看護ス テーションの活用など、医療的ケアを行う看護師の確 保を支援する。
人材育成• 確保支援	医療的ケア児保育支援事業	А	医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配などの支援を実施する。(保育対策総合支援事業費補助金「医療的ケア児保育支援事業」)
	保育士確保支援	С	ほいく福岡の活用やハローワークとの連携、合同就職 説明会の実施など保育施設が行う保育士確保を支援 する。
	医療的ケア児保育にかかる研修	С	医療的ケアを行う看護師向けの研修や医療的ケアを行 えるようにする保育士を育成する研修を実施する。
現場支援	施設改修支援	必要に 応じて	医療的ケア児を受け入れるために必要な施設改修を 支援する。 (保育環境改善事業)

(2)連携すべき関係先一覧

障がい児を受け入れるにあたって、どのような機関があり、どのような支援を受け入れられるかということを、市町村の保育担当課や保育施設が、把握できるようにするため、保育施設が連携すべき関係機関とそこで連携できる支援の概要について、対象児童の障がいの種別ごとに整理しました。

①身体障がい児・知的障がい児

関係機関	 	連絡先リンク
保健所・市町村保健センター	乳幼児健診の情報共有保健師による対象児童の評価や対応への助言	
計画相談支援事業所	相談支援専門員との情報共有対象児童に対する関わり方の助言	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所	保育所等訪問事業の実施児童発達支援センター等に通所している児童の情報共有や関わり方の助言	※ 児童発達支援センター 児童発達支援事業所は、 通所支援事業所に掲載
障がい児等療育支援事業所	・ 障がい児(気になる子含む)の療育に 関する技術指導(対応の仕方や研修 等)	
医療機関	• 園医や児童のかかりつけ医、専門医療 機関等による対象児童の評価や対応へ の助言	

②精神障がい児・発達障がい児・気になる子

関係機関	連携すべき支援概要	連絡先リンク
保健所・市町村保健センター	乳幼児健診の情報共有保健師による対象児童の評価や対応への助言	
計画相談支援事業所	相談支援専門員との情報共有対象児童に対する関わり方の助言	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所	保育所等訪問事業の実施児童発達支援センター等に通所している児童の情報共有や関わり方の助言	■ 2000■ 2000※ 児童発達支援センター児童発達支援事業所は、通所支援事業所に掲載
障がい児等療育支援事業所	・ 障がい児の療育に関する技術指導	
発達障がい者支援センター	・ 発達障がい児や「気になる子」に対する 発達支援方法に関する指導、助言	
発達障がい児等療育支援 事業所	発達障がい児の療育に関する医学的見 地に基づく技術指導	
医療機関	・ 園医や児童のかかりつけ医、専門医療 機関等による対象児童の評価や対応へ の助言	

③医療的ケア児

関係機関	連携すべき支援概要	連絡先リンク
県医療的ケア児センター	医療的ケア児についての情報共有や対応の助言医療的ケア児支援者向け研修の実施	
保健所・市町村保健センター	乳幼児健診の情報共有保健師による対象児童の評価や対応への助言	
計画相談支援事業所	相談支援専門員との情報共有対象児童に対する関わり方の助言	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所	保育所等訪問事業の実施児童発達支援センター等に通所している児童の情報共有や関わり方の助言	※ 児童発達支援センター 児童発達支援事業所は、 リンク先ページ内の(1) 指定障がい児通所支援 事業所一覧に掲載
障がい福祉サービス事業所 訪問看護事業所	・ 医療的ケア児への各種サービスの実施	
医療機関	• 園医や児童のかかりつけ医、専門医療機関等による対象児童の評価や対応への助言	

3 求められる支援策等

(3)事例紹介

- ✓ 配慮が必要な気になる園児について、市町村独自調査を実施し、補助金の交付に向けた取組の事例が見られた。
- ✓ 小学校就学に際し、配慮が必要な児童の情報収集を行い、小学校と情報共有している事例が見られた。
- ✓ 保育士採用に苦戦している園も多いが、比較的採用しやすく、また 人件費の面でも負担が軽い傾向にある子育て支援員や、学生アルバイトを独自に配置している事例が見られた。

柳川市子育て支援課:障がい児数の調査

毎年4月ごろ、市内の保育所等へ調査票を配布し、園の現状把握に努めている。

令和6年度 障がい児保育確認調査

交付金算定の基礎資料として、気になるお子さんの情報把握が必要です。下記により回答をお願いします。

- ※調査対象は園で今現在把握されている在籍園児さんです。対象児がいない場合もその旨回答してください。
- ※<u>障がい者手帳の所持や特別児童扶養手当受給の有無は問いません</u>が、園で把握されていれば備考に入力をお願いします。 また、「療育センターへ通所中」や「巡回相談を行った」など、特記事項があれば同じく備考に入力をお願いします。
- ※障がい児保育等事業補助金の申請を希望される園は、毎月の月報にて対象職員を報告していただきます。

園名

	氏名	年齢	認定区分	気になる子の状況	園が把握 した時期	備考
記入例	柳川 太郎	2	3号	著しい心身障害	R6年2月	療育手帳B1
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13	_					
14						
15						

柳川市学校教育課:配慮が必要な児童の情報提供

小学校就学に際し、毎年5~6月頃、市内各保育所、認定こども園に対し配慮が必要な 児童の情報提供を依頼し、収集した情報を就学予定小学校へ提供している。

	名:ここをクリックしてテキストを入力してください。	
	<u>名:</u> ここをクリックしてテキストを入力してください。 ここをクリックしてテキストを入力してください。	
園児氏名	ここをクリックしてテキストを入力してください。	
图灯以石	ここをクリックしてケヤストを八刀してくたさい。	(男 ・ 女)
学予定小学校	ここをクリックしてテキストを入力してください。	小学校
対象児の状況】		
保護者からの相談	】※対象児について、保護者より相談を受けた状況があれば内容を	お関かせください
	A A A 多 July Jvict、 体政日よ ア 1日吹 C 又 t) た 小th A roy A vist 1 日 C	30回ル・E く/ことv.。

3 求められる支援策等

大野幼稚園(大野城市):子育て支援員や学生アルバイトの配置

「障がい児保育事業助成金」の対象児童が、現在 特別児童扶養手当の支給児童と、各種手帳を交付されている児童に限られている為、児童発達支援事業所等で療育を受けている児童や気になる子へのフォローに子育て支援員や学生アルバイトを独自に配置している。

特に学生アルバイトは、人手が不足しやすい夕方のシフト希望が多いので、 見守りの目や手が増え、非常に助かっている。

子育て支援員や学生アルバイトには特別補助金等は出ていないものの、 人手が増える点で助かっている。



4 入園前・入園後別の支援フロー



(1)市町村保育所管課による支援フロー

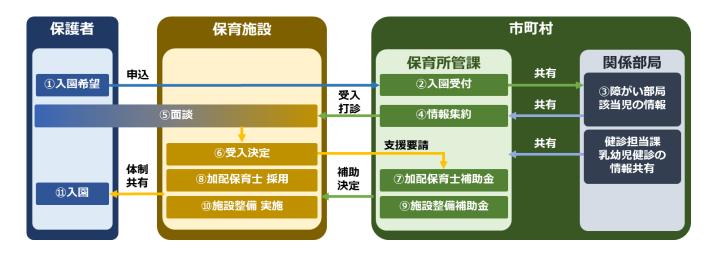
市町村保育所管課による障がい児等の支援フローについて、対象児童を①入園前に把握した場合、②入園後に把握した場合に場合分けして、それぞれ入園前・入園中の時間軸で整理しました。

①入園前に把握した場合

a. 入園前

保護者から入園の申込を受けて、保育所管課から障がい部局へ該当児の情報共有をして、保育施設へ受入の打診を行います。

その後、保育施設と保護者が面談を行い、受入の決定をします。保育施設は、加配保育士の採用や施設整備、保育所管課は加配保育士補助金や設備整備補助金を補助することが望ましいです。



b. 入園中

市町村による巡回支援を行い、保育施設は巡回支援の際に該当児の相談を行う とともに、定期的に保育所管課等とケース会議を実施する。また、保育施設は、保護 者と定期的な連絡を取ることが必要です。

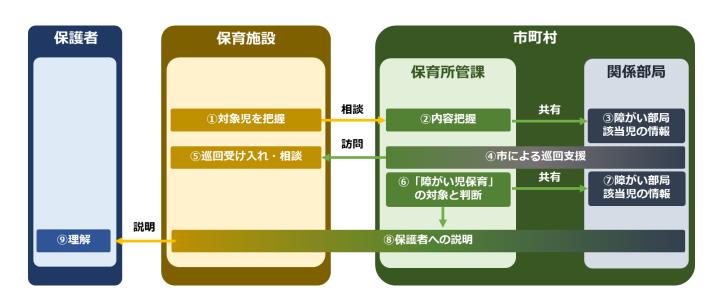


4 障がい児等の支援フロー

②入園後に把握した場合

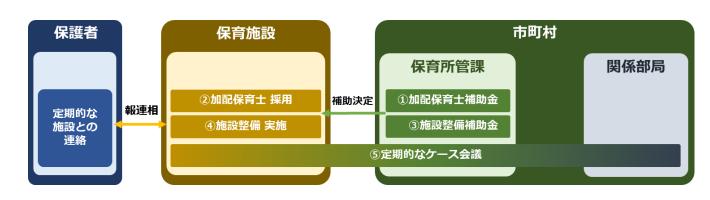
a. 入園中(判断前)

保育を行う中で、対象になりうる児童を把握した場合(P10チェックリストを活用)に、市町村保育所管課へ相談します。市町村保育所管課は、障がい部局へ該当児の情報を共有し、市町村による巡回支援を行います。その後、「障がい児保育」の対象と判断した場合は、保護者から理解を得るためにも、保育施設と市町村保育主管課、障がい児部局の3者で保護者に説明することが望ましいです。



b. 入園中(判断後)

市町村保育主管課からは、加配保育士補助金や施設整備補助金などの補助を行いながら、保育施設と連携することが必要です。保育施設は保護者と定期的に環境の変化を連絡することが望ましいです。



(2)医療機関・療育施設等との連携フロー

医療機関や療育施設等の関係機関との連携フローについて、対象児童が①入園前から支援を受けていた場合、②入園後から支援を受ける場合に場合分けして、それぞれ入園前・入園中の時間軸で整理しました。

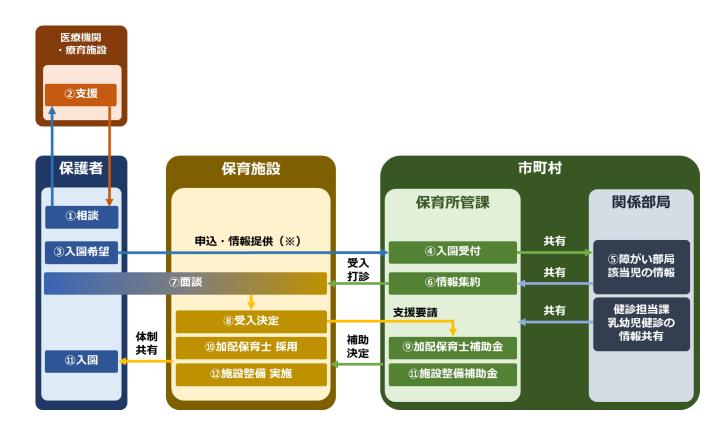
①入園前から支援を受けていた場合

a. 入園前

入園前に保護者が医療機関や療育施設等からの支援を受けていた場合は、その 情報を入園申込時にきちんと把握することが重要です。

そのため、保育所管課は、入園申込所等で把握できるような様式とするとともに、 申込時にヒアリング等を行い、把握に努めることが望ましいです。

その際に把握すべき情報は、連携先、対象児童はどのような障がい・特性があるか、どのような関わり方が必要かなどです。



b. 入園中

入園中は、保育施設と市町村間で定期的なケース会議を開催するとともに、その 情報を保護者と共有することが望ましいです。

保護者はその情報を通っている医療機関・療育施設とも共有することで、医療機 関・療育施設においても、保育施設での関わり方や支援状況を把握することができ ます。

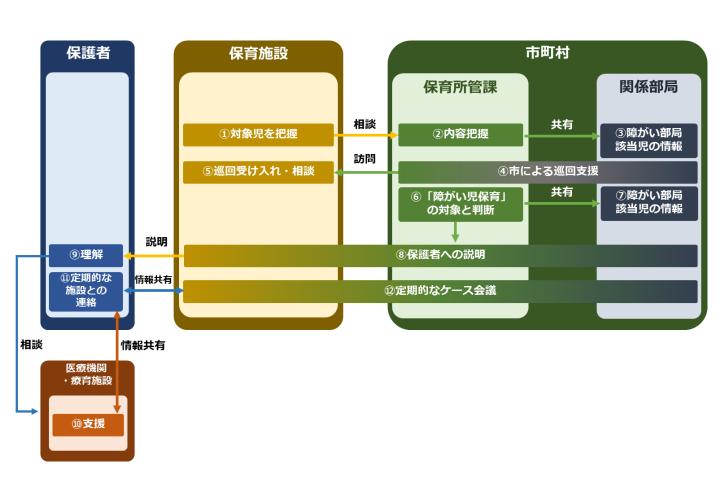
また、必要に応じて、医療機関・療育施設等も保育施設や市町村が開催するケース 会議に参加することも可能です。



②入園後から支援を受ける場合

入園後に保育施設が対象児を把握し、市町村と連携した上で保護者に理解を求め、 支援を開始する場合、まず保護者に医療機関や療育施設への相談を勧め、相談に 行ってもらうことが望ましいです。

医療機関や療育施設での支援や保育施設での関わりについて、保護者・保育施 設・市町村・医療機関や療育施設といった全関係機関が情報を共有し、支援していく ことが望ましいです。



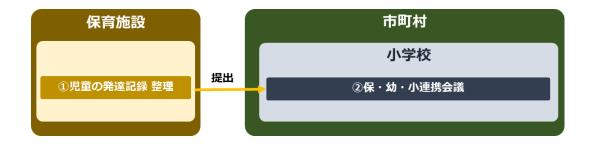
(3)退園へ向けた連携フロー

退園へ向けた連携フローについて、①卒園し、小学校や特別支援学校へ進学する 場合、②転園する場合に場合分けして、整理しました。

①卒園し、小学校や特別支援学校へ進学する場合

卒園予定の該当児について、保育要録等にて発達記録を整理し、円滑に小学校等 に繋げるため、保・幼・小連携会議などを通じ、小学校にその情報を提出することが 望ましいです。

なお、「ふくおか就学サポートノート」(福岡県教育庁特別支援教育課作成)の活用 も可能です。



②転園する場合

転園をされる場合は保護者に対して、転園先へ情報提供を行ってよいか同意をとっ た上で転園先施設に情報提供することが望ましいです。





5 資料編

(1)県支援策一覧

保育施設が利用できる具体的な支援策の一覧を事業名と事業概要で大きく①巡回支援、②研修に分けて、まとめたものとなります。

①巡回支援について

事業名	事業概要				
障がい児等療育支援事業	障がい福祉サービス事業所の職員が、障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導や研修等を行っている。県内に13か所の障がい福祉サービス事業所に委託。(障がい福祉課)				
発達障がい児等教育継続支援事業	小学校への接続を前提に個別事例に対応した保育所等から の相談に対応。(教育庁特別支援教育課)				

②研修について

研修名	研修内容			
新任保育士研修	1~3年目の新任保育士に対する研修の一部。障がい児保育 にかかる基本的な知識の習得。			
キャリアアップ研修	現場のリーダー的職員の育成のため、法定の8分野についての研修。障がい児保育については、そのうち1分野。			
障がい児保育対応力向上研修	保育所等で保育に従事する職員を対象に、障がい児・気になる子の理解、障がい児・気になる子や保護者への対応方法など実践的な研修。 ※動画でも配信予定			
医療的ケア児への対応研修	保育所等に勤務する看護師向けの医療的ケアについての技 術的な研修。			
保育事業経営者及び管理者に対する研修	保育所の経営者が集まる場において、障がい児保育の重要性を説明するほか、既存の保育所(園)長研修にて障がい児保育に関する講義を実施			

(2)市町村別支援策一覧

市町村が行っている支援策を一覧形式で掲載しています。

北九州市	 P31	古賀市	 P51	小竹町	 P71
福岡市	 P32	福津市	 P52	 鞍手町	 P72
大牟田市	 P33	うきは市	 P53	桂川町	 P73
久留米市	 P34	宮若市	 P54	 筑前町 	 P74
直方市	 P35	嘉麻市	 P55	東峰村	 P75
飯塚市	 P36	朝倉市	 P56	大刀洗町	 P76
田川市	 P37	みやま市	 P57	大木町	 P77
柳川市	 P38	糸島市	 P58	広川町	 P78
八女市	 P39	那珂川市	 P59	香春町	 P79
筑後市	 P40	宇美町	 P60	添田町	 P80
大川市	 P41	 篠栗町 	 P61	糸田町	 P81
行橋市	 P42	志免町	 P62	 川崎町 	 P82
豊前市	 P43	須恵町	 P63	大任町	 P83
中間市	 P44	新宮町	 P64	赤村	 P84
小郡市	 P45	久山町	 P65	福智町	 P85
筑紫野市	 P46	 粕屋町	 P66	苅田町	 P86
春日市	 P47	芦屋町	 P67	みやこ町	 P87
大野城市	 P48	水巻町	 P68	吉富町	 P88
宗像市	 P49	i 固垣町	 P69	上毛町	 P89
太宰府市	 P50	 遠賀町 	 P70	i 築上町 	 P90

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

北九州市 子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課

【連絡先】

T E L: 093 - 582 - 2413

)

E-mail: kod-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

1	i	中	採

事業名 保育カウンセラー事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 □保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ 口作業療法士 口その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 北九州市特別保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額211,150円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 保育士施設従業者研修事業 ほか

対象者保育士等

(対象施設)

概要 研修を実施(区別研修9回・重度障害児連絡会3回ほか)

内容:障害児保育に係る基本的内容や実践的内容、保護者支援、医療的ケアについて等

福岡市 こども未来局 子育て支援部 保育支援課

【連絡先】

T E L: 092 - 711 - 4596

E-mail: support-hoiku@city.fukuoka.lg.jp

1	•	"	中	+22
	_ 1	m	マ	17

福岡市特別支援保育事業巡回訪問・訪問支援 事業名 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 巡回内容 ■対象児童の行動観察 ■その他(保育・補助金に係る作成書類の確認) □保健師 ■保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 巡回 □作業療法士 □その他(スタッフ 対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他((巡回訪問)1施設当たり年に1回程度 ※対象児童在籍施設 巡回頻度

(訪問支援)1施設当たり年に3回程度 ※希望施設

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 福岡市特別支援保育事業補助金 □特別扶養児童手当対象児童 □障がい者手帳保持者等 対象児童 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 ■その他(申請があり、特別支援保育の対象となった児童) 月額259,000円 補助単価 ※加配保育士1人当たり月額上限 の目安 ■非常勤保育士 ■子育て支援員(要件) 補助対象 ■常勤保育士 □その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 福岡市特別支援保育事業

対象者 施設長·保育士等

(対象施設)

概要 研修を実施(全体研修5回・区別研修8回・体験研修対象施設数年に1回)

内容:特別支援保育に係る基本的内容や実践的内容、保護者支援、医療的ケアについて等

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

大牟田市 子ども育成課

【連絡先】

T E L: 0944-41-2248

E-mail: e-kodomoikusei01@city.omuta.fukuoka.jp

1. 巡回支援

巡回頻度

事業名 該当無し □保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 巡回内容 □対象児童の行動観察 □その他(□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 巡回 スタッフ □作業療法士 □その他(対象施設 □認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他(

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 大牟田市養護児教育·保育等事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童□障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

■その他(審査会を行い、加配制度を適用すべきとなった児童)

補助単価 月額148,500円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(幼稚園教諭、保健師、看護師、准看護師、養護教諭、小学校教諭)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名養護児教育·保育等審査会

対象者 特別児童扶養手当を受給している以外の者であって、知的障害、発達障害を有する等の理

(対象施設) 由により養護が必要と認められる児童

概要 園から審査の依頼のあった児童に対し、加配を付ける必要性があるか否かを審議する。

久留米市 子ども未来部 子ども保育課

【連絡先】

T E L: 0942-30-9754

 $\hbox{E-mail}: kodomo@city.kurume.lg.jp\\$

1		: ///		支	摇
	_	1,,,,	_	· •	10

事業名	発達支援巡回相談
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園■地域型保育事業所■企業主導型保育事業所■幼稚園□その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	久留米市特別保育支援事業費補助金
対象児童	□特別扶養児童手当対象児童 □障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 ■その他(市が行う審査会においてA及びBの判定を受けた児童)
補助単価 の目安	月額174,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	□常勤保育士 □非常勤保育士 □子育て支援員 ■その他(保育士、看護師、准看護師、保健師などの所定の資格を持つ者、且つ勤務時間が 120時間/月を超える者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

直方市 教育委員会 こども育成課

【連絡先】

T E L: 0949 - 25 - 2148

E-mail: n-kodomo@city.nogata.lg.jp

1	. i///	中	摆

事業名 巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(教員)

対象施設■■認可保育所、認定こども園□□地域型保育事業所□□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 直方市障害児保育事業補助金

対象児童 □特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額145,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

飯塚市 こども未来部 保育課

【連絡先】

T E L: 0948-22-5500 内1042·1043·1044

)

E-mail: hoiku@city.iizuka.lg.jp

1	Ж	中	採

事業名 乳幼児育成指導事業巡回相談

※回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(特別支援教育士)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 飯塚市障がい児保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額90,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 保育支援事業

対象者 公立保育所及び公立認定こども園

(対象施設)

概要 巡回相談事業と連動させ、言語聴覚士・作業療法士が公立保育所・こども園を訪問し、配慮

の必要なこどもに適切な保育支援のアドバイスを保育者(保育士、幼稚園教諭)に対して行う。

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

田川市 市民生活部 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0947-85-7131

E-mail: jidou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児	保育に関する加配保育士への補助制度
事業名	田川市障がい児保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 □障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額59,180円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員 □その他()
3. その他障	がい児保育に関する取組
事業名	保護者相談、公立保育所への支援
対象者 (対象施設)	保護者(支援センターでの相談)
概要	月1回 臨床心理士による支援センターでの保護者相談 公立保育所での保育士

等への助言

柳川市 保健福祉部 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0944-77-8523

E-mail: kosodate-40207@city.yanagawa.lg.jp

1	ı	://	(F	- 1:	+	揺
		7//	יו ו	٠١٠	$oldsymbol{\nabla}$	化层

事業名	巡回相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設 ■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	柳川市障害児保育等事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額120,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 ■その他(幼稚園教諭)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

八女市 健康福祉部 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0943 - 24 - 8282, 0943 - 23 - 1351 E-mail: kosodateshien@city.yame.lg.jp

1. 巡回支援

事業名

①療育支援教室「バンビ親子遊び教室」

②乳幼児心理相談

巡回内容

■保育士等への指導方法の助言
■保護者への助言

■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回

■保健師 ■保育士 ■公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ

■作業療法士 □その他(

対象施設

■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所

■幼稚園 □その他(□届出保育施設

巡回頻度

①1施設当たり年に1回程度

■企業主導型保育事業所

②随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名

八女市障害児教育·保育事業補助金

対象児童

■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価

月額162,000円

の目安

※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象

■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(幼稚園教諭)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

筑後市 市民生活部 児童・保育課

【連絡先】

T E L: 0942-65-7017

E-mail: jidou-hoiku@city.chikugo.lg.jp

1	ı	₹	«	中	挥

事業名 事業名なし

巡回内容 □保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士スタッフ □作業療法士 ■その他(家庭児童相談専門員、関係課職員)

対象施設
■認可保育所、認定こども園
■地域型保育事業所
□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 筑後市子ども・子育て支援事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額250,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(幼稚園教諭免許所有者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

大川市 福祉事務所

【連絡先】

T E L: 0944-85-5535

E-mail: okwkosodatesien@city.okawa.lg.jp

1. 巡回支援

(対象施設)

事業名	該	当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発□対象児童の行動観察 □その他()	達検査等
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()	
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()	
巡回頻度		
2. 障がい児	保育に関する加配保育士への補助制度	
事業名	大川市障害児保育事業補助金	
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()	
補助単価	月額130,600円 ※加配保育士1人当たり月額上限	
補助対象	■常勤保育士 □非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()	
3. その他障が	がい児保育に関する取組	
事業名		当無し
対象者		

行橋市 福祉部 子ども支援課

【連絡先】

TEL:0930-25-1111(内線1186)、0930-25-3988(直通)

E-mail: kodomo@city.yukuhashi.lg.jp

1. 巡回支援

事業名

巡回訪問事業

巡回内容

■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言

□対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回

■保健師 □保育士 ■公認心理師·臨床心理士

□言語聴覚士

スタッフ 対象施設 □作業療法士 □その他(

□届出保育施設

)

■認可保育所、認定こども園 □企業主導型保育事業所

■幼稚園 □その他(

□地域型保育事業所

巡回頻度

1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名

行橋市障害児保育事業補助金

対象児童

■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価

月額75,640円

の目安

※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象

■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(福祉資格を有する者・その他市が適当と認める者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者

(対象施設)

豊前市 市民福祉部 福祉課

【連絡先】

T E L: 0979-82-8193

E-mail: kosodate@city.buzen.lg.jp

1	1	14	K	П	中	坪
		- 11	••	_	•	7 4-

事業名	地域生活支援事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	豊前市障害児保育事業補助金

対象児童 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額66,726円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

中間市 市長事務部局 保健福祉部 こども未来課

【連絡先】

T E L: 093 - 246 - 6248

E-mail: kodomomiraika@city.nakama.lg.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児保	R育に関する加配保育士への補助制度
事業名	中間市保育対策等促進事業費補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 ■その他(課で協議の上、対象となるか決定する)
補助単価 の目安	月額74,140円 ※加配保育士1人当たり月額上限

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

小郡市 市長部局 子ども・健康部 保育所・幼稚園課

【連絡先】

T E L: 0942 - 72 - 6666

E-mail: kosodate@city.ogori.lg.jp

1	l _	Ж	中	摆

事業名	小郡市巡回支援専門員整備事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園■地域型保育事業所□企業主導型保育事業所■幼稚園□その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	小郡市障害児保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童□障がい福祉サービス利用児童■医師等による診断書・意見書がある児童□集団保育の中で加配職員等が必要な児童□その他(
補助単価 の目安	月額147,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士■非常勤保育士□子育て支援員□その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

予 不日	70 <u>=</u> 70,210 = V	(0) 102	
対象者 (対象施設)	園長、経営者等	全ての保育士	子育て支援員

児童発達についての学習会

概要 事業ではなく参加希望者による園長、経営者等に対する研修会

筑紫野市	こども部	こども政策課
エロ マズ 半市 ロコー	. / + · = i	. <i>/</i> + . IIV ====
<i>、</i>		

【連絡先】

T E L: 092 - 923 - 1111

E-mail: hoikujidou@city.chikushino.fukuoka.jp

1	: ///	П	中	挥

事業名 巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 筑紫野市障害児保育事業費補助金

対象児童 □特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額151,200円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

春日市 こども支援部 こども未来課

【連絡先】

T E L: 092-584-1111

E-mail: kodomo@city.kasuga.fukuoka.jp

1	•	"	中	+22
	_ 1	m	マ	17

事業名	巡回支援
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に4回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	春 日巾悼善兄保育事業質補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額102,765円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名	障がい児保育に関する研修		
対象者	対象者制限なし		

(対象施設)

概要 障がい児保育に関する基本的な内容や、実践的な対応法、小学校との連携方法などの内容 で研修を実施。春日市保育士等全体研修や所長・延長対象の研修で特別支援保育の研修を

行うこともある。

大野城市 こども未来部 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 092-580-1864

E-mail: kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

4	٠,	.,,,	_		447
	٠. ا	ı///		中	振

事業名	巡回支援専門員整備事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 ■保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 ■作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設■企業主導型保育事業所 □幼稚園 ■その他(市の療育事業利用登録児童以外の巡回支援は、令和6年度現在、認可保育所(市内16施設)のみ受付。)
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	大野城市障がい児保育事業費助成金				
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()				
補助単価 の目安	月額104,887円 ※加配保育士1人当たり月額上限				
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()				

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

宗像市 子ども子育て部 子ども育成課

【連絡先】

T E L: 0940 - 36 - 3181

E-mail: k-youji@city.munakata.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 保育所等巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(小学校教諭)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名
宗像市教育·保育施設障害児等支援事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額144,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(幼稚園や認定こども園の教育部分も対象とした補助金であるため、幼稚園教諭も

対象。)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 研修名: 幼児教育研修会

対象者
加配職員·保育士·幼稚園教諭·保育教諭

(対象施設)

概要特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに関する研修を通して、加配職員等の資質及び

専門性の向上を図る。

太宰府市 健康福祉部 保育児童課

【連絡先】

T E L: 092-921-2121

E-mail: hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児侶	保育に関する加配保育士への補助制度
2. 障がい児仔事業名	
	112 121 111111111
事業名	太宰府市私立保育所等補助金(障がい児保育事業) ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童
事業名対象児童補助単価	太宰府市私立保育所等補助金(障がい児保育事業) ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他() 月額160,000円

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

古賀市 保健福祉部 子ども家庭センター

【連絡先】

T E L: 092 - 942 - 1157

E-mail: hoiku@city.koga.fukuoka.jp

)

1. 巡回支援

事業名 巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 □保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 古賀市要支援児童加配事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額130,600円

※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(看護士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 子ども発達支援事業

対象者 ■全ての保育士

(対象施設)

概要 以下の内容の研修を行う

■障がい児保育に関する基本的な内容
■障がいのある子どもの理解

福津市 こども家庭部 こども課

【連絡先】

T E L: 0940-43-8124

E-mail: kodomo@city.fukutsu.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 発達支援事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 福津市特別保育事業等補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額99,800円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 発達支援事業

対象者 ■園長・経営者 ■全ての保育士 ■子育て支援員

(対象施設)

概要障がい児保育に関する以下内容の研修を行う。

■障がい児保育に関する基本的内容
■障がい児のある子どもの理解

■保護者への対応方法 ■支援機関の種類や支援内容

うきは市 福祉事務所

【連絡先】

T E L: 0943 - 75 - 4961 E-mail: hoiku@city.ukiha.lg.jp

1	₩	中	援

事業名うきは市巡回支援専門員派遣事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 ■その他(地域子育て支援センター)

巡回頻度 1施設当たり年に4回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名うきは市特別支援保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額70,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

宮若市 子育て福祉課

【連絡先】

T E L: 0949-32-0517

E-mail: youji@city.miyawaka.lg.jp

1	l _	Ж	中	摆

事業名	保健師と言語聴覚士による保育所定期訪問事業
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 ■その他(保育所に通う児童全員を対象とした行動観察)
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	宮若市民間保育所等障害児保育事業費補助金				
対象児童	□特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()				
補助単価 の目安	月額154,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限				
補助対象	■常勤保育士■非常勤保育士■子育て支援員■その他(無資格者)				

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

嘉麻市 福祉事務所 こども育成課・子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0948-42-7461

E-mail: hoiku@city.kama.lg.jp

1	₩	中	援

事業名	巡回相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士■作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に3回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	嘉麻市障がい児保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額116,250円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

対象者 (対象施設)

事業名

概要

該当無し

朝倉市 子ども未来課

【連絡先】

T E L: 0946 - 28 - 7566

E-mail: kodomo-hoiku@city.asakura.lg.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し	
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()	
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()	
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()	
巡回頻度		
2. 障がい児係	発育に関する加配保育士への補助制度	
事業名	朝倉市障害児保育事業補助金	
事業名対象児童	朝倉市障害児保育事業補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等■障がい福祉サービス利用児童■医師等による診断書・意見書がある児童□集団保育の中で加配職員等が必要な児童	
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他() 月額176,000円	

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

みやま市 保健福祉部 子ども子育て課

【連絡先】

T E L: 0944-64-1535

E-mail: kosodate@city.miyama.lg.jp

1	₩	中	援

争美名	休 月川寺巡 凹訪问事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 ■保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に2回程度
2. 障がい児保	保育に関する加配保育士への補助制度
事業名	みやま市障がい児幼児教育・保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額120,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

糸島市 子ども教育部 子ども課

【連絡先】

T E L: 092-332-2074

E-mail: kodomo@city.itoshima.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 ■その他(必要に応じて、市の関係機関につなぐこと)

巡回 □保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 ■その他(教員)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他(

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 糸島市私立保育所等障害児保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額135,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(保育補助者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 医療的ケア児保育支援事業

対象者 保育施設

(対象施設)

概要 令和5年7月策定の「医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児

の保育園等への受け入れを推進するため、保育施設に対し財政的支援を行うもの。

那珂川市 健康福祉部 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 092-953-2211

E-mail: kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp

)

1	Ж	卒	援

事業名 巡回

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 □保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 ■その他(臨床発達心理士)

対象施設
■認可保育所、認定こども園
■地域型保育事業所
□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 那珂川市障害児保育事業費補助金

対象児童 □特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額73,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(臨時的介助員)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

宇美町 こどもみらい課

【連絡先】

T E L: 092-933-1322

E-mail: kodomomirai@town.umi.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 保育所巡回

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 □保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ 口作業療法士 口その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 宇美町障害児保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額148,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 町内保育士研修

対象者対象者制限なし

(対象施設)

概要 年数回開催している町内保育士研修会で実施。研修内容は障がい児保育以外の場合もあり。

篠栗町 こども育成課

【連絡先】

T E L: 092 - 947 - 1372

E-mail: k-kodomo@town.sasaguri.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 地域生活支援事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(町内療育園の職員)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 ■その他(具体的な対象施設の設定はない)

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 篠栗町障がい児等保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額74,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(保育補助員)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

志免町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 092-935-1261

E-mail: kosodate@town.shime.lg.jp

1	: ///	П	中	挥

事業名	特別支援保育指導事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園■地域型保育事業所■届出保育施設■企業主導型保育事業所■幼稚園□その他(
巡回頻度	1施設当たり年に4回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 志免町特別支援保育事業費補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 対象児童 ■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他() 月額148,000円 補助単価 ※加配保育士1人当たり月額上限 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員 補助対象 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 特別支援保育指導事業

対象者 (対象施設) 特定教育・保育施設で子ども達に携わる人

概要 公認心理士が、特別支援保育に関する基本的な内容から実践的な対応方法等についての研

修を実施。

須恵町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 092-932-1459

E-mail: kosodate@town.sue.lg.jp

4		١,	"	中	+127
	١.	٦١	///		妆

事業名	巡回発達支援事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士■作業療法士 ■その他(養護学校教諭)
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に1回程度
2. 障がい児係	保育に関する加配保育士への補助制度
2. 障がい児保 事業名	保育に関する加配保育士への補助制度 須恵町障害児等保育助成事業補助金
事業名	須恵町障害児等保育助成事業補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

新宮町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 092 - 963 - 2995

E-mail: kodomo@town.shingu.fukuoka.jp

1	•	"	中	+22
	_ 1	m	マ	17

事業名	巡回相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	□保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設 ■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	新宮町障がい児保育事業補助金	
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()	童
補助単価 の目安	月額148,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限	
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()	

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

久山町 福祉課

【連絡先】

T E L: 092-976-1111

)

E-mail: fukushi@town.hisayama.fukuoka.jp

1. 巡回支援

事業名 巡回相談事業

※「一人容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 ■届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年12回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 久山町障害児等保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額74,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 支援者向け研修会

対象者 園長及びすべての保育士

(対象施設)

概要 年2回程度、支援者向けの研修会を実施(障がい児保育に関する基本的な内容、障がい児保

育の実践的な対応方法、保護者への対応方法など)

粕屋町 住民福祉部 子ども未来課

【連絡先】

T E L: 092-938-0214

E-mail: kodomomirai@town.kasuya.lg.jp

1	. i///	中	摆

事業名 巡回相談支援事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 □保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 ■その他(教員)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設

■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 粕屋町障がい児保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額148,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

芦屋町 健康・こども課

【連絡先】

T E L: 093-223-3537

E-mail: kosodate@town.ashiya.lg.jp

1	₩	X	支	揺

事業名	すくすく発達相談会
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設あたり年に3回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園運営費等補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額74,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

水巻町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 093 - 201 - 4321

)

 $E\text{-}mail: kosodate@town.mizumaki.lg.jp}$

)

1	₩	l支:	摼

事業名 5歳っ子すくすく相談

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(教育主事)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に1回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 障がい児保育促進事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額70,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 水巻町障がい児保育実施運営委員会

対象者 町内保育施設

(対象施設)

概要 障がい児保育の適正な運営を図ることを目的に、適切な保育等を行うために必要な事項を

審議する。

岡垣町 こども未来課

【連絡先】

T E L: 093-282-1211

 $E\text{-mail}: kodomo@town.okagaki.lg.jp}$

1	₩	中	援

事業名	岡垣町年中児巡回相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 ■その他(教育指導員)
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設あたり年に3回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	岡垣町障がい児保育実施補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等■障がい福祉サービス利用児童■医師等による診断書・意見書がある児童□集団保育の中で加配職員等が必要な児童□その他(
補助単価 の目安	月額189,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

遠賀町 健康こども課

【連絡先】

T E L: 093 - 293 - 1254

E-mail: kenkoukodomo@town.onga.lg.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児係	発育に関する加配保育士への補助制度
2. 障がい児保 事業名	発育に関する加配保育士への補助制度 遠賀町特別保育事業費等補助金
事業名	遠賀町特別保育事業費等補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

1	\ 竹	町	健	康こ	こども	謎

【連絡先】

T E L: 0949-62-1864

E-mail: kosodate@town.kotake.lg.jp

4		١,	"	中	+127
	١.	٦١	///		妆

事業名	事業名なし
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 ■その他(地域支援マネージャー)
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に11回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名		該当無し
対象児童	□特別扶養児童手当対象児童 □障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書か □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()	がある児童
補助単価 の目安		
補助対象	□常勤保育士 □非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()	

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

5 資料編

(2)市町村別支援策一覧

鞍手町 健康こども課

【連絡先】

T E L: 0949-42-2111 E-mail: 一般非公開

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他(
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児侶	R育に関する加配保育士への補助制度
事業名	鞍手町障がい児保育事業費補助金
	鞍手町障がい児保育事業費補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
事業名	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童
事業名 対象児童 補助単価	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他() 月額75,000円

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

桂川町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0948 - 65 - 0081

E-mail: kosodate@town.keisen.lg.jp

1	. i///	中	摆

事業名	巡回相談
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	■保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 桂川町要個別支援児保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

■その他(町長が個別の支援が必要と認める児童)

補助単価 月額125,750円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

筑前町 こども課

【連絡先】

T E L: 0946-42-6581

E-mail: kodomo@town.chikuzen.fukuoka.jp

1	-://	ĸп	1幸	坪
	_ 10	WID	ıV	175

事業名	療育相談(巡回相談)
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士■作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 ■届出保育施設 ■企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	随時利用可能
2. 障がい児保	骨に関する加配保育士への補助制度
事業名	筑前町特別保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童□障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

■その他(町長が対象と認めた児童)

補助単価 月額172,200円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

東峰村 住民福祉課

【連絡先】

T E L: 0946-74-2311

E-mail: hoken@vill.toho.fukuoka.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
	7. # 1 = 88 - 1 - 7 1 - 7 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
へ D立士** 、 1日 /1	
2. 障がい児徒	R育に関する加配保育士への補助制度
2. 障がい児債事業名	ま育に関する加配保育士への補助制度 東峰村障害児保育事業費補助金
事業名	東峰村障害児保育事業費補助金 ■特別扶養児童手当対象児童 □障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 ■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

大刀洗町 子ども課

【連絡先】

T E L: 0942-77-6205

E-mail: kosodate@town.tachiarai.lg.jp

1	ı	: (((П	卒	塪
		<i>1111</i>			175

事業名	発達障がい児等教育継続支援事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士 □作業療法士 ■その他(教諭)
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に3回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	大刀洗町私立保育所運営費補助金	
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 ■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意 集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()	
補助単価 の目安	月額207,500円 ※加配保育士1人当たり月額上限	
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

大木町 こども未来課

【連絡先】

T E L: 0944-32-1066

E-mail: kodomo@town.ooki.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 保育園・認定こども園・小規模保育園巡回相談

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 □保健師 ■保育士 ■公認心理師・臨床心理士 ■言語聴覚士 スタッフ □作業療法士 ■その他(家庭児童相談専門員、指導主事兼教育相談員)

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 ■地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名
大木町障がい児保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額111,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員

■その他(障がい児保育に関する知識、経験等を有する保育士、看護師又はこれに準ずる資

格を有する者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 発達障がいのアセスメント支援システムを活用した発達(療育)支援

対象者 5歳児(年中児)とその保護者(全員を対象)

(対象施設)

概要保護者と保育者がWebアンケートに回答し、一人ひとりに作成される「個人結果票」を基に、

医師や公認心理師、言語聴覚士等の専門職の合議会議を実施。保護者に対し個別にその結果及びその後の支援メニュー(個別相談、個別訓練、医療機関の受診奨励等)を示し、必要に

応じて個別支援プランを作成している。

広川町 子ども課

【連絡先】

T E L: 0943 - 32 - 1194

)

E-mail: kosodate@town.hirokawa.lg.jp

1. 巡回支援

事業名 巡回相談事業

※「一人容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 □その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に5回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 広川町障害児保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童□障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額160,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 保育に関するケース検討会

対象者 希望の町内保育施設

(対象施設)

概要 発達に応じた支援の関わり方について、支援者向けの研修会を希望に応じて実施。

香春町 福祉課

【連絡先】

T E L: 0947-32-8415

E-mail: kosodate@town.kawara.lg.jp

1	ı	://	(F	ना ः	+	揺
		7//	יו ו	٠١٠	$oldsymbol{\nabla}$	化层

事業名	母子保健事業
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 ■対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 ■その他(気になるお子さんがいた場合に乳幼児健診でのフォローや、療育の利用の検討等)
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に1回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	香春町障がい児保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額125,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

添田町 健康子育で応援課

【連絡先】

T E L: 0947-31-5001 (健康・子ども保健係) T E L: 0947 - 82 - 5964 (子ども育成・支援係)

E-mail: kosodate@town.soeda.Fukuoka.jp

1	ı	14	K	П	中	坪
		- 11	••	_	•	7 4-

巡回支援事業 事業名

■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等 巡回内容

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士

□作業療法士 □その他(スタッフ

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他(

巡回頻度 随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 添田町障がい児保育事業補助金

■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 対象児童

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

■集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

月額125,000円 補助単価

※加配保育士1人当たり月額上限 の目安

■常勤保育士 □非常勤保育士 □子育て支援員 補助対象

■その他(保育士補助者)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

糸田町 子育て支援課

【連絡先】

T E L: 0947 - 26 - 1233

 $E\text{-}mail: kosodate@town.itoda.lg.jp}$

)

1	1	W	中	摼

巡回

事業名 親子ふれあい相談室(療育相談)

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 ■対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

■保健師 □保育士 ■公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ 口作業療法士 口その他()

対象施設 ■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に3回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 糸田町障がい児保育事業補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童
■医師等による診断書・意見書がある児童

各集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額125,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 糸田町立保育所園内研修

対象者 ■園長·経営者 ■全ての保育士 (対象施設)

概要 年1回臨床心理士の先生による研修を行う。

川崎町 福祉課

【連絡先】

TEL:0947-72-3000(内線132)

E-mail: fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

4		١,	"	中	+127
	١.	٦١	///		妆

事業名
保育所·幼稚園巡回相談業務

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 □その他()

対象施設■■認可保育所、認定こども園□□地域型保育事業所□□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に1回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名
川崎町障がい児保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額125,000円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(看護師、保健師)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

大	任町	「福	祉課
		I 155	ІЩОЛ

【連絡先】

T E L: 0947 - 63 - 3004

E-mail: jyuumin1@town.oto.lg.jp

4	٠,	.,,,	_		447
	٠. ا	ı///		中	振

事業名	保育所·幼稚園巡回訪問
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名				該当無し
対象児童	□特別扶養児童 □障がい福祉サ □集団保育の中 □その他(がある児童		
補助単価 の目安				
補助対象	□常勤保育士 □その他(□非常勤保育士 □子育で	支援員)	

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名 発達審査事業・子育て相談事業(桜教室)

対象者 (対象施設) 町内在住の未就学児

概要 臨床心理士より保護者への助言、対象児童への発達検査等、対象児童の行動観察を行う

(要予約にて毎月1回実施)

-		_	_ /	-		==
亦	₹∕	\	1	Ι+-	ᄑ	=#
Z	٠.			ш.	レレ	一不

【連絡先】

T E L: 0947-62-3000

E-mail: aka-j.fukushi@vill.aka.lg.jp

1. 巡回支援

事業名	該当無し
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 □対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	□保健師 □保育士 □公認心理師·臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	□認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	
2. 障がい児侶	保育に関する加配保育士への補助制度
事業名	赤村障がい児保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童■障がい福祉サービス利用児童■医師等による診断書・意見書がある児童□集団保育の中で加配職員等が必要な児童□その他()

■非常勤保育士 □子育て支援員

3. その他障がい児保育に関する取組

月額125,000円

■常勤保育士

□その他(

※加配保育士1人当たり月額上限

事業名

補助単価

補助対象

の目安

該当無し

対象者 (対象施設)

۲	福智町(/Z=	闄	≒⊒	ᅩᅔ	ァ±	- t3	ヹ゙゙∃田
1	油田山	灹	上ル	マコ	-⊨	$\langle \rangle$	C 17	誤

【連絡先】

T E L: 0947 - 22 - 3700, 0947 - 22 - 7763

 $\hbox{E-mail}: fg 1020 @town.fukuchi.lg.jp, ~fg 0921 @town.fukuchi.lg.jp}$

1	ı	: (((П	卒	塪
		<i>1111</i>			175

事業名	福智町養育支援訪問事業
巡回内容	□保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 ■その他(関係機関との情報共有)
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	随時利用可能

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	福智町私立保育所運営費補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等■障がい福祉サービス利用児童■医師等による診断書・意見書がある児童□集団保育の中で加配職員等が必要な児童□その他()
補助単価 の目安	月額125,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 □非常勤保育士 □子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

苅田町 子育で・健康課

【連絡先】

T E L: 093 - 588 - 1036

E-mail: kosodate@town.kanda.lg.jp

1	*	中	摆

巡回頻度

事業名	すくすく発達相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等 ■対象児童の行動観察 □その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士□作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

1施設当たり年に1回程度

事業名	お田町	障害児保育事業補助金
事 耒石	ᄁᆝᄪᄜ	悍古汇休月尹未 佣助亚

対象児童 ■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他()

補助単価 月額101,310円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

■その他(保健師・看護師准看護師・幼稚園教諭等)

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

みやこ町 子育て・健康支援課

【連絡先】

T E L: 0930 - 32 - 2725

E-mail: kosodate@town.miyako.lg.jp

1	*	中	摆

事業名 保育所巡回相談

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 □保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他()

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理士・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ □作業療法士 ■その他(看護師)

対象施設■■認可保育所、認定こども園□□地域型保育事業所□□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他(

巡回頻度 1施設あたり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名
みやこ町障害児保育対策事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

□障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

□その他(

補助単価 月額75,640円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

吉富町 子育て健康課

【連絡先】

T E L: 0979 - 24 - 1133

E-mail: kosodate@town.yoshitomi.lg.jp

1	ı	: (((П	卒	塪
		<i>1111</i>			175

事業名	吉富町保育所巡回相談事業
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他()
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に10回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名	吉富町障がい児保育事業費補助金
対象児童	□特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 ■その他(障害者通所給付の認定を受けている者。障がいを有する疑いがあり、特に支援が必要であると認めた者)
補助単価 の目安	月額125,000円 ※加配保育士1人当たり月額上限
補助対象	■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員 □その他()

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

上毛町 子ども未来課

【連絡先】

T E L: 0979 - 72 - 3127

E-mail: kodomo@town.koge.lg.jp

4	٠,	.,,,	_		447
	٠. ا	ı///		中	振

争耒石	休月別巡出相談
巡回内容	■保育士等への指導方法の助言■保護者への助言□対象児童への発達検査等■対象児童の行動観察□その他(
巡回 スタッフ	■保健師 □保育士 □公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士 □作業療法士 □その他()
対象施設	■認可保育所、認定こども園 □地域型保育事業所 □届出保育施設 □企業主導型保育事業所 □幼稚園 □その他()
巡回頻度	1施設当たり年に3回程度
	R育に関する加配保育士への補助制度
事業名	上毛町特別保育事業補助金
対象児童	■特別扶養児童手当対象児童 ■障がい者手帳保持者等 □障がい福祉サービス利用児童 □医師等による診断書・意見書がある児童 □集団保育の中で加配職員等が必要な児童 □その他()
補助単価 の目安	月額19,160円 ※加配保育士1人当たり月額上限

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

対象者 (対象施設)

築上町 子育で・健康支援課

【連絡先】

T E L: 0930-56-0300

E-mail: kosodate@town.chikujo.lg.jp

1	: ///	П	中	挥

事業名 築上町巡回相談事業

巡回内容 ■保育士等への指導方法の助言 ■保護者への助言 □対象児童への発達検査等

■対象児童の行動観察 □その他(

巡回 ■保健師 □保育士 ■公認心理師・臨床心理士 □言語聴覚士

スタッフ ■作業療法士 ■その他(看護師、教育委員会職員)

対象施設
■認可保育所、認定こども園□地域型保育事業所□届出保育施設

□企業主導型保育事業所 ■幼稚園 □その他()

巡回頻度 1施設当たり年に2回程度

2. 障がい児保育に関する加配保育士への補助制度

事業名 築上町障がい児等保育事業費補助金

対象児童■特別扶養児童手当対象児童■障がい者手帳保持者等

■障がい福祉サービス利用児童 ■医師等による診断書・意見書がある児童

□集団保育の中で加配職員等が必要な児童

口その他()

補助単価 月額75,640円

の目安 ※加配保育士1人当たり月額上限

補助対象 ■常勤保育士 ■非常勤保育士 ■子育て支援員

□その他(

3. その他障がい児保育に関する取組

事業名

該当無し

)

対象者 (対象施設)

